

## 上越高等学校教育基金への御寄付のお願い

学校法人古川学園上越高等学校は1914年（明治37年）創立以来、「自主・誠実・礼節」の建学の精神の下、115年の星霜の間、約24,700名の卒業生を社会に送り出して参りました。多くの皆様のご支援の賜物と感謝申し上げます。

私立高校の財政は、生徒保護者から頂く学納金（授業料、施設設備費、入学金等）と国県市から頂く補助金からなっています。これらによって、日常の運営費用だけでなく、施設設備の設置・改善・充実や特色ある教育施策の資金を賄わねばなりません。しかし、学費は保護者家計への負担の点から限度があり、補助金は公立高校の生徒の公費の40%程度と低額です。このため、広く多くの皆様からの御寄付に頼らざるをえないのが実情です。

当校は藤縄正朔が私財を投じて創立し、その後115年余を経た今日まで、多くの篤志家によって支えて頂きました。

最近の例では、2009年（平成21年）から5年間の募金活動によって御寄付を頂き、2014年（平成26年）の創立110周年記念として校舎全面改築を行うことができました。また、当校の国際理解教育を推進するために御寄付を頂き、杉山国際理解教育基金として毎年の生徒の海外留学費用や英語研修費用の補助に活用させて頂いています。

明日のわが国と地域社会を担う高校生を育てる上越高校の教育推進のために、皆様のご厚志をお寄せ頂ければ真にありがたく、お願い申し上げます。

2019年9月

学校法人 古川学園 理事長 古川泰男

上越高等学校 校長 風間和夫

### 記

基金の名称：「上越高等学校教育基金」

（ご希望により用途を特定した個別の名称の基金として管理運用することもできます）

基金の用途：上越高校の教育推進や施設設備の拡充・整備

寄付金の振込先：第四銀行高田営業部 普通口座 1816378（上越高等学校長名義）

税の優遇措置：学校法人への御寄付は、確定申告により所得税、住民税等の還付を受けることができます。詳細は別紙をご覧ください。

お問い合わせ：上越高等学校 事務室（事務長 本間芳之）

〒943-0892 新潟県上越市寺町3丁目4-34 電話 025-523-2601

以上

## 学校法人に対する寄付に関する税優遇措置のご案内

学校法人に対する寄付に関して、確定申告等により下記のような税の優遇措置（控除）を受けることができます。ご活用下さるようご案内します。

### ○所得税に関わる控除

寄付者 寄付の受け手		法人（企業等）	個人
学 校 法 人 （私 立 学 校）	受配者指定 寄付金*1)	寄付金の全額が損金算入できる	
	特定公益 増進法人*2)	損金算入限度額 =（資本等の金額×0.375% + 当該年度所得×6.25%）×1/2	所得控除 = 寄付金額（総所得の40%が上限） - 2千円 を総所得から控除
	一定の要件 を満たした 学校法人*3)		所得控除 = 寄付金額（総所得の40%が上限） - 2千円 を総所得から控除 または 税控除 = {寄付金額 - 2千円} × 40%を 所得税額から控除（所得税額の 25%が限度）  のいずれかを選択

\*1) 受配者指定寄付金とは、法人（企業等）が日本私立学校振興・共済事業団を通じて指定した学校法人に寄付をするもので、資金を受け入れた事業団が指定された学校法人に配布するものである。

\*2) 当校は該当する。

\*3) 当校は該当する。

### ○地方住民税に関わる控除

2000円を超える寄付について、住民税の寄付金控除を受けられる。

（控除額等は居住地によって異なる）

ご不明の点については、当校事務にお問い合わせ下さい（上越高校事務 025-523-2601）。